

知事コメント (関与取消訴訟での第1回口頭弁論を終えて)

本日、福岡高等裁判所那覇支部において、地方自治法に基づき提起した関与取消訴訟の第1回口頭弁論が行われ、県民を代表する知事として法廷に立ち、意見陳述を行いました。

陳述においては、まず、本件埋立事業が、普天間飛行場の危険性の除去を早期に行うことを目的としたものであるが、沖縄防衛局が当初承認において、埋立の工期を「5年」としたにも関わらず、当初承認から6年余りたって変更承認申請を行い、承認後も軟弱地盤の改良工事等に9年余りかかるという事実を踏まえると、「普天間飛行場の早期の危険性除去」にはつながらず、「埋立の必要性」は認められないことを、変更承認申請の不承認理由の1つとしたことを申し上げました。

その中で、先の大戦において、多くの尊い命が失われたことや、本県における米軍基地の形成過程に触れたうえで、本土復帰後も、本土では本県よりも基地の整理縮小が進んだ結果、本県の日本全体に占める米軍専用施設の負担割合はむしろ大きくなっていったことを申し上げました。

さらに、これまで基地があるゆえに様々な事件・事故が多発していることや、これまで3回の県知事選挙や県民投票で圧倒的多数の辺野古埋立てに反対する民意が、ゆるぎない形で明確に示されていることを申し上げました。

次に、軟弱地盤の最深部であるB-27地点のボーリング調査を行っていないことについて、沖縄防衛局が変更承認申請に当たり多くのボーリングを行ったにもかかわらず、同地点の調査を行っていないことは疑問であり、その不安が払拭されていないこと、国指定天然記念物のジュゴンなどの絶滅危惧種262種を含む、5,300種以上の生物が生息しているなど、世界的にも生物多様性が高い辺野古・大浦湾海域の豊かな自然を子や孫に残すことは我々の重大な責任であることなどを強く主張しました。

これらのことに加えて、国が行政不服審査法に基づく裁決の拘束力により不承認処分理由と同じ理由で是正の指示が違法であると主張することはできないとしていることに対し、地方自治の本旨に立ち返り、大臣が行った裁決に拘束されることなく、裁判所の審理がなされるべきであり、また、そうなることを確信していることも強く申し上げてきました。

限られた時間ではありましたが、私が行った不承認処分の正当性はもとより、米軍や自衛隊の過重な基地負担、基地があるゆえに事件・事故が多発していること、それから辺野古埋立てに反対する民意などについて、しっかりと裁判所に訴えることができたと考えております。

裁判所には、我が国の憲法が司法に託した「法の番人」としての矜持と責任の下、憲法の保障する地方自治の本旨や地方自治法の趣旨を踏まえ、公平・中立な判断をされるよう期待いたします。

令和4年12月1日

沖縄県知事 玉城 デニー